



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第774号 令和6年12月13日発行

目次

は県例規集掲載

【議会規程】

番号	表	題	担当課名
2		徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	

徳島県議会規程第二号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月十三日

徳島県議会議長 元 木 章 生

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年徳島県議会規程
第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に
改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」
に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」
に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情
報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合
員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険
者番号等」に改める。

第四条第一号二中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第十一条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第三号、様式第十二号及び様式第十八号中「論細和~~海~~海~~海~~味~~味~~」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三
月二十四日から施行する。